

■厚別区土木センター機械警備業務（告示番号第5157号）に係る質問及び回答

No.	質問日	回答日	調達案件名称	質問	回答	回答作成
1	9月2日	9月3日	厚別区土木センター 機械警備業務	<p>1. 5項(2)カメラ巡回業務項目に記載事項の巡回要領について。 カメラ巡回要領の記載と並列的に「また」との言葉で人的巡回要領の記載がありますが、 (1) カメラ巡回が可能であれば人的な巡回は行わなくてよい。 (2) カメラ巡回とは別に人的巡回を行う。 受託者仕様の観点、上記記載のどちらととられているかを教えて頂きたい。</p> <p>2. 11項(4)に記載の電気錠（電気錠本体・通電金具・電気錠制御盤・解除ボタン）について。 (1) 新たに受託者が正面自動ドア及び通路用②の2ヶ所に取り付ける電気錠は、委託契約成立後に委託者買取との理解でよろしいですか。 (2) 通用口①記載の既存電気錠は、既に委託者所有であるので、受託者が契約成立後に委託者所有の通用口①既存電気錠を借り受けるとの理解でよろしいですか。</p>	<p>仕様書記載事項について。</p> <p>質問1. について。 (1) となります。 ただし、仕様書の9(2)に記載のとおり受託者は、警備対象施設に異常が発生したときは、遅滞なく緊急要員を急行させ、異常事態の確認を行い必要な措置を執っていただきます。</p> <p>質問2. について。 (1) 当該2ヶ所の電子錠の費用は積算に含まれているため買取はしません。そのため、契約期間満了または中途解約の後も撤去しない事を要件としています。 (2) お見込みのとおりです。なお、10(2)に記載のとおり本契約業務に支障を生じた場合は、受託者の負担により、補修していただきます。</p>	厚) 土木部 維持管理課